

依頼検査実施要項

(平成24年4月2日理事長決定)

(目的)

- 1 学校給食における細菌性食中毒の発生防止に資するため、学校給食共同調理場等から公益財団法人北海道学校給食会（以下「当会」という。）に対する食材等に係る検査の依頼について、必要な事項を定める。

(依頼者)

- 2 検査の依頼者は、北海道内の学校給食共同調理場等学校給食関係者に限るものとする。

(受託条件)

- 3 検査の依頼については、当会業務に支障を及ぼさない範囲で、かつ、当該検査の結果を依頼者の内部資料として活用する場合に限って受け付けるものとする。

(検査対象及び検査項目)

- 4 依頼を受ける検査は、原則学校給食用食材等を対象として、生菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌等に関するものとする。

(検査方法)

- 5 検査の方法は、法令に基づく方法又は当会の方法によるものとする。

(依頼方法)

- 6 検査の依頼をしようとする者は、事前に当会と協議の上、別記「検査依頼書」を提出するものとする。

(検体搬送)

- 7 当会への検体送付は、依頼者が適切な搬送手段を確保して行うものとする。

(検査結果)

- 8 検査の結果は、検査成績書として依頼者へ送付するものとする。

(その他)

- 9 当会は、依頼を受けた検査において知り得た事項を依頼者の同意がない限り開示してはならないものとする。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。